

答申第108号

平成18年11月2日

神戸市長
矢田立郎様

神戸市情報公開審査会
会長 佐伯彰洋

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成16年10月22日付神み空推第121号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「神戸空港需要予測のロジットモデルの説明変数で、所要時間をラインホール時間とアクセス時間に分けたほうが精度が向上したとされる資料」の公開請求に対し、「第5回神戸空港需要検討会議事録」を特定し公開した処分の可否についての諮問

答 申

1 審査会の結論

「神戸空港需要予測のロジットモデルの説明変数で所用時間をラインホール時間とアクセス時間に分けたほうが精度が向上したとされる資料」の請求について、実施機関が「第5回神戸空港需要検討会議事録」を特定して公開とした決定には、理由がある。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、以下の公開請求を行った。

「 「神戸空港整備事業の費用対効果分析について」(ページ 34 参照)の路線別利用者便益の分かるもの。

上記 の報告書の路線別、地域別利用費便益の分かるもの。(全年度でなくても結構です。)(例、東京路線 神戸市中部 円、神戸市東部 円)

空港整備事業の費用対効果分析マニュアル Ver3

神戸空港需要予測のロジットモデルの説明変数で所用時間をラインホール時間とアクセス時間に分けたほうが精度が向上したとされる資料

8月17日の外部評価委員会(神戸空港事業)のため、みなと総局が空港の費用対効果分析を委託した先から提供された資料」

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、

上記の請求 に対する公文書として「路線別利用者便益」

請求 に対する公文書として「空港整備事業の費用対効果分析マニュアル Ver.3」

請求 に対する公文書として「第5回神戸空港需要検討会議事録」

請求 に対する公文書として「神戸空港整備事業の費用対効果分析について」

を特定し公開の決定を行い、また、請求 については公文書を保有していないことによる非公開の決定を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、請求 に対して特定された公文書は請求の趣旨に対応していないとして再度文書を特定し、公開・非公開の判断を求める異議申立てを行った。

なお、申立人はその余の請求について、申立てをしていない。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成16年9月9日付の異議申立書、平成17年1月4日付の意見書、及び平成18年7月10日の審査会の陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件の公文書公開請求書の第4項目は、「神戸空港需要予測のロジットモデルの説明変数で、所要時間をラインホール時間とアクセス時間に分けたほうが精度が向上したとされる資料」という請求である。これに対する実施機関が公開した文書は「第5回神戸空港需要予測検討会議事録」であり、その内容は委員個人の意見（思い込み）である。細かく分ければ精度があがるというものではない。公開された公文書には精度が向上したことを示す内容は書かれていない。よって、「分けたほうが精度が向上した」とされる資料を公開願いたい。

他の請求項目は異議申立てしていない。

なお、「分けたほうが精度が向上した」という言い回しは、実施機関の議会答弁のなかで出た言葉である。

実施機関の公開理由説明書にあるように、「アクセス時間とラインホール時間を分けた場合と分けない場合についての分析は実施していない」のなら、精度が向上したとされる資料はないのだから、文書不存在と回答し、資料提供として「検討会議事録」（これは参考資料で、「精度が向上した」ことを表していない。請求文書に該当しない。）を示すべきである。

今回のロジットモデルの解析など、統計値の取扱いはアクセス時間とラインホール時間と分ける等、データを細かくすれば、必ず精度が上がるものではない。統計値には誤差があり、細かくすると誤差が大きくなることもある。

また、今回のアクセス時間とラインホール時間の分け方にも問題があり、待ち（乗り継ぎ）時間はラインホール時間に入れて分析しているが、その根拠は何もない。また、鉄道のラインホール時間は、新幹線の所要時間のみとしているが、これもおかしい。在来線の特急の所要時間はラインホール時間に入れて分析すべきである。

何度もいうが、「分けたほうが精度が向上したとされる資料」この文書がないのなら、文書不存在とすべきである。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成16年12月27日付の公開理由説明書、平成18年7月10日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

神戸市は、平成14年度に神戸空港航空需要予測調査を行っている。これは、平成7年度に行った航空需要予測の精度向上を目的として、平成14年度に国の通知（「国内航空需要予測の一層の精度向上について」平成13年12月国土交通省航空局）に沿って調査を実施し、平成14年12月にその結果をまとめたものである。

予測作業にあたっては、便数等の利便性の反映、最新の政府経済見通しの反映、他の交通機関との競合関係の一層の評価、近接空港との分担関係等を考慮し、最新の知見により予測モデル（ロジットモデル）を構築し、予測精度の向上に努めた。

予測の内容については、学識経験者による「神戸空港需要検討会」を開催（第5回まで）し、予測過程の透明性を確保しながら、予測手法や前提条件などについて慎重に審議していただき、この検討会で付された意見を踏まえてモデルを構築して需要予測値を算定した。「神戸空港需要検討会」では構築したモデルについては妥当なものであるとの評価をいただいている。

航空需要予測モデルの構築にあたっては、運賃、所要時間、運航（行）頻度など、交通手段の選択に影響を与えそうな説明変数について、複数の組み合わせを検討・分析した。分析時の相関係数の高さ等をもとに、モデルとしてより説明力の高い組み合わせを採用して最終的なモデルを構築した。

アクセス時間とは、航空機（鉄道）を利用する場合、出発地点から神戸空港（鉄道の駅）に到達するまで、及び相手先の空港（鉄道の駅）から目的地に到達するまでの移動に要する時間をいい、ラインホール時間とは、航空機（鉄道）で移動している時間（空港での待ち時間等を含む）をいう。

アクセス時間とラインホール時間については、利用者にとって時間に対する感じ方に差異があると考えられることから、個別の変数として取り扱っている。

この点は、需要検討会での審議においても言及されており、第5回需要検討会での審議の席上、複数の委員から、アクセス時間とラインホール時間とを分けた方がモデルの説明力が高いとの発言があった。

モデル構築にあたっては、上記の需要検討会における審議を踏まえて、アクセス時間とラインホール時間を分けて分析し、モデルを構築したものである。なお、アクセス時間とラインホール時間を分けた場合と分けない場合についての分析は実施していない。

今回の公開請求に対しては、上記の経緯を踏まえ、「第5回神戸空港需要検討会議事録」を公開したものである。

なお、これ以外に請求の趣旨に該当する文書は存在しない。

5 審査会の判断

(1) 本件における争点について

本件の争点は、申立人が公開請求をした「神戸空港需要予測のロジットモデルの説明変数で所用時間をラインホール時間とアクセス時間に分けたほうが精度が向上したとされる資料」に対して、実施機関が特定した「第5回神戸空港需要検討会議事録」以外に、請求の趣旨に該当する公文書の存否である。

(2) 実施機関からの事情聴取について

実施機関によると、アクセス時間とラインホール時間では、利用者にとって時間に対する感じ方に差異があり内容が異なることから、個別の変数として取り扱ったとしており、この点については、第5回神戸空港航空需要検討会において学識経験者に議論いただき、複数の委員からアクセス時間とラインホール時間を分けた方が説明力は

高いとの指摘を受け、この意見を踏まえて、神戸空港航空需要予測のモデルを構築したとしている。

実施機関としては、航空需要予測の精度をあげる方法としては、いろいろなケースを検討してみて相関係数をチェックする方法と、一般に交通需要予測を専門としている学識経験者の意見を踏まえながらモデルを構築していく方法と、2つの方法があるとしている。

実施機関としては、今回の需要予測においては、知見の豊富な方々の意見を尊重しながら、第5回検討会の議論の過程を踏まえて、最終的にはアクセス時間とラインホール時間を分けた方法で予測を実施したとしている。

したがって、アクセス時間とラインホール時間を分けた場合と分けない場合の比較研究を行ったことはなく、請求に対応する公文書は「第5回神戸空港需要検討会議事録」以外に、何もないとしている。

(3) 事情聴取の結果について

審査会は、実施機関がアクセス時間とラインホール時間を分けて航空需要予測を実施したのは、交通需要予測を専門としている学識経験者の意見を踏まえてのことであるとしているが、そうすると、本件について学識経験者の意見のあった第5回神戸空港需要検討会の議事録を特定したことについては、可能な限り該当しうる文書を特定し公開に付すという趣旨からいっても不相当といえず、実施機関が行った公開決定は妥当であることが認められる。

また、審査会は本件事情聴取において、本件公文書以外に本件請求資料が存在していることを窺わせる事実を確認することもできなかった。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 16 年 10 月 22 日	-	* 諮問書を受理
平成 16 年 12 月 27 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 17 年 1 月 4 日	-	* 申立人から意見書を受理
平成 17 年 1 月 11 日	第 175 回審査会	* 審議
平成 17 年 8 月 30 日	第 182 回審査会	* 審議
平成 18 年 3 月 27 日	第 190 回審査会	* 審議
平成 18 年 7 月 10 日	第 195 回審査会	* 申立人から意見を聴取 * 実施機関の職員から非公開理由を聴取 * 審議
平成 18 年 8 月 23 日	第 197 回審査会	* 審議
平成 18 年 9 月 21 日	第 198 回審査会	* 審議
平成 18 年 10 月 11 日	第 199 回審査会	* 審議